

下水道

下水道課

☎823-9211
☎823-9203

下水道受益者負担金

8月は一括納付・分割納付第1期分の納付の月です。

●平成25年度に下水道が使用できるようになった区域の人

下水道事業受益者負担金は、一括で納める方法と分割で納める方法があり、一括で納めると報奨金が交付されます。報奨金を差し引いた一括納付用の納付書と分割納付用の納付書を同時に8月初旬に送付しますので、いづれかを選んで、納期限までに納付してください。

●平成24年度以前に下水道が使用できるようになった区域の人
分割納付用の納付書を8月初旬に送付しますので、納期限までに納付してください。

受益者・住所などの変更

受益者負担金の納付途中で、売買などの理由により、受益者に変更があった場合は、必ず「受益者変更届」を提出してください。提出しない場合は、旧受益者が引き続き負担することになります。住所を変更した場合にも「住所等変更届」を提出してください。

三迫二丁目、東二丁目地区の一部で、污水管の布設工事を行います。工事に伴い、通行止め・片側通行などの交通規制や、迂回路を通行してもらうことがあります。工事中は住民の皆さんに大変ご迷惑をおかけしますが、下水道整備促進のため、ご理解とご協力をお願いします。



もうすぐ台風シーズンです

例年、8月から10月にかけて台風が日本に上陸します。日ごろから台風に備えるとともに、台風が近づいてきたら気象情報に注意し、被害を未然に防ぎましょう。

台風が来る前に

- ・側溝の清掃
- ・雨どいの清掃
- ・屋根の状態の確認
- ・飛ばされそうな物は屋内へ
- ・非常持ち出し品の準備
- ・懐中電灯やラジオの準備

避難場所の確認を

災害発生時には、避難所を開設することがあります。町内の小・中学校や公民館などを避難場所に指定しています。詳しくは町ホームページや生活安全課（役場2階）で確認してください。

台風が近づいてきたら

テレビ・ラジオ・インターネットなどで情報収集
広島地方気象台ウェブサイト
<http://www.jma-net.go.jp/hiroshima/>
県防災ウェブサイト
<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/>
◆町ホームページ
トップ画面⇒くらしの情報⇒生活情報⇒災害に備えて⇒避難情報
◆町携帯ホームページ
トップ画面⇒防災情報⇒避難所一覧

8月30日から『特別警報』の発表を開始します。

気象庁はこれまで、大雨や津波、高潮などにより重大な災害が起こるおそれがある際に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。より強い大雨や大きな津波などが予想され、重大な災害による危険性が高まっていることをお知らせし、特別な警戒を呼びかけるために、新たに「特別警報」を発表します。特別警報の対象とする現象は「東日本大震災」、観測史上最高の潮位を記録した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風12号」の豪雨などが該当します。

特別警報の詳細は、気象庁広島地方気象台防災業務課Tel223-3953まで
気象庁 HP <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>

教えて！JINさんの

介護保険 まるわかり 第2回

長寿保険課
☎823-9609
☎823-9627



介護保険制度があることは知っていても、介護が必要になってはじめて「サービスを受けるにはどうすればいいの？」と思う人も多いようです。いざという時に慌てないように介護保険の基礎について、よくある質問に答える形で説明します。

JIN(ジン)さん

役場の介護支援専門員として、窓口で相談を受けたり、皆さんのお宅を訪問しています。気軽に相談してください！

●要介護認定で何を決めるのですか？

介護保険のサービスが必要かどうか、また必要な場合にはその程度などを決めます。認定結果は、非該当（自立）、要支援1・2、要介護1〜5の8区分あり、非該当（自立）以外であれば、介護保険のサービスを利用することができます。要介護度によって、介護保険のサービスを1割負担で利用できる範囲（支給限度額）が決まります。

●申請から認定までの期間は？

認定結果は原則として30日以内で送付します。

●認定結果が届くまではサービスは受けられないの？

申請時より介護サービスを受けることはできません。ただし、結果が「非該当」の場合、全額自己負担になります。また暫定の介護プランが必要になりますので、詳細な手続きについては海田町地域包括支援センター（☎821-13210）か居宅介護支援事業所に相談してください。

9月〜12月に福祉センターである「おたっしや教室（介護予防事業）」をサポートする65歳以上のボランティアを募集しています。詳しくは長寿保険課か海田町社会福祉協議会（☎820-10294）にご連絡ください。

知ってからやる

獣害対策⑨

ステップ②、
守れる田畑や集落への
変身（その1）



都市整備課
☎823-9634
☎823-9203

前回まで通して読んでいただいた人は、対策とは餌付けをやめるだけってこと覚えてますよね。つまり、動物に身を潜める場所はない、餌にはありつけないって思わせることのできる田畑や集落にすればいいだけですね。獣害対策では最も大切なステップなので、集落、水田、畑に分けてお話しします。今回はまずは守れる集落への変身です。いくら個人で頑張っても、集落の中に自生したり放置された餌源があれば、餌付けは進み動物は集落内で増え続けます。そうした餌源の中でも最も最優先で、何とかしたいのが、クワの太木や収穫してないカキ、ミカン、イチジク、クリなどの果樹類、田畑や家の至近距離にあるカシ、クヌギなどドングリのなる樹木です。こうした餌源が大量に放置された集落環境は、クマの出没も増え、タヌキ、アナグマなどが住み着き、農作物被害だけでなく、人身被害やダニ、ヒルなどによる健康被害も心配なんです。一本ずつでも、合意の得られたものから伐採したり、巻き枯らして無くしていくって

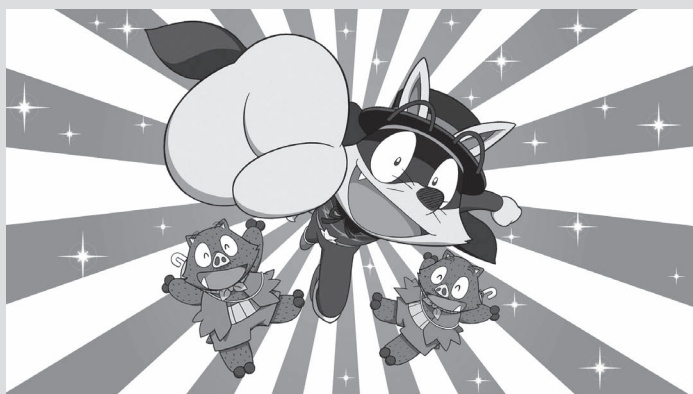
人権啓発映画上映会

映画『かいけつゾロリ
だ・だ・だ・だいぼうけん！』

社会福祉課 ☎823-9207 ☎823-9627
生涯学習課 ☎823-9217 ☎823-9656

「人権」とはすべての人が生まれながらに等しく持っている、自分らしく、幸せに生活するための基本的な権利です。「人権」をもっと身近に感じてもらうため、「人権啓発映画上映会」を開催します。
日 時◆8月22日(木) 10時～
場 所◆ひまわりプラザ4階
入場料◆無料 ※事前の申し込みは不要です。

子どもから大人までみんなで楽しめる、
とても心温まるお話です。
ぜひ家族や友達同士で参加ください。



©2012 原ゆたか／ポプラ社、映画かいけつゾロリ製作委員会

その昔、かいぞくがたくさんのお宝を隠していたという伝説の山、ガパール山。その山のふもとにあるガパパ村では、子どもたちの間で謎の伝染病「しましま病」が大流行していた。はたしてゾロリは仲間たちと力をあわせ、子どもたちを救うことができるのか…？！